

# 弔事・見舞金等に関する規程

(対象)

## 第1条

組合の弔事・見舞金等の支給はこの規程によるものとする。

(弔事)

## 第2条

組合員の弔事における弔金は10,000円とする。

(災害による見舞金の支給)

## 第3条

組合員が災害により家屋、家財等損害を受けた時は、その程度に応じて次の見舞金を贈る。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 全壊、全焼、全流出 | 20,000円 |
| (2) 半壊、半焼、半流出 | 10,000円 |

(支給、報告)

## 第4条

総務部長はこの規程に基づいてその都度速やかに支給手続きを行う。

(その他)

## 第5条

上記条項以外で代表理事組合長が特に必要と認めた場合、代表理事組合長は総務部長に弔事・見舞金等を2万円(上限)としてその支出を命じる事ができる。なお、その内容および支出額については経営役員会に報告するものとする。

(規程の改廃等)

## 第6条

この規程に定めのない事項の対処は経営役員会で決定する。また、当規程の改廃は総会で  
行う。

## 附則

この規程は、平成26年2月16日より施行実施する。